

「伯耆町子ども・子育て支援事業計画」

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、わが国においては、急速な少子化等を背景として、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加や児童虐待などの子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑・多様化しています。

国では、急速に進行する少子化や家庭、地域環境の変化に対応するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、総合的な取り組みを進めてきました。

本町においても、平成17年度に国の示す策定指針に基づき「伯耆町次世代育成支援地域行動計画」を策定し、次代を担う子どもの健全な育成と子育て家庭の支援を図る施策の推進に取り組んできました。さらに、平成22年には、前期計画の成果や課題を踏まえ、平成22年度から26年度までを計画期間とする「伯耆町次世代育成支援後期行動計画」を策定し、地域における子育て支援や子どもの健やかな成長に資する環境の整備などに取り組んできました。

こうした中、国では、子どもの育ちや子育てをめぐる社会や経済の環境の変化や課題への対応、子育てをしやすい社会にしていくために子どもや子育て家庭を包括的に支援する新たな支え合いの仕組みの構築が求められてきたことから、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この法律に基づく新たな制度では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、市町村が実施主体となって①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を総合的・計画的に推進することとしています。

こうした状況を踏まえ、本町における子どもとその保護者の子育てを社会全体で支える環境づくりを一層進めるため、5年を1期とする「伯耆町子ども子育て支援事業計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、本計画は、まちづくりの基本となる「伯耆町総合計画」を上位計画として、関連する他の計画と整合性を持たせた、町の子ども・子育てに係る総合計画として策定します。

なお、本計画は、子育て支援施策の推進に関わる計画であるため、次世代育成支援法第8条に基づいて策定された「伯耆町次世代育成支援後期行動計画」の考え方を引き継ぐ計画と位置づけ、本町の子ども・子育て支援施策を推進していくこととします。

子ども子育て支援法（抄）

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3. 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、町民の子育てに関する実態や要望を計画に反映することを目的に、0歳から小学6年生までの児童の保護者を対象にアンケート調査を行いました。

また、子育て中の保護者や子育て及び教育に関わる団体の代表者、関係機関の代表者で構成する「**伯耆町子ども・子育て会議**」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項等（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定のありかた等）について審議し、その後、住民意見（パブリックコメント）を求めて、本計画を作成したものです。

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢や子育て家庭のニーズ変化などに適切に対応するため、必要な見直しを行います。

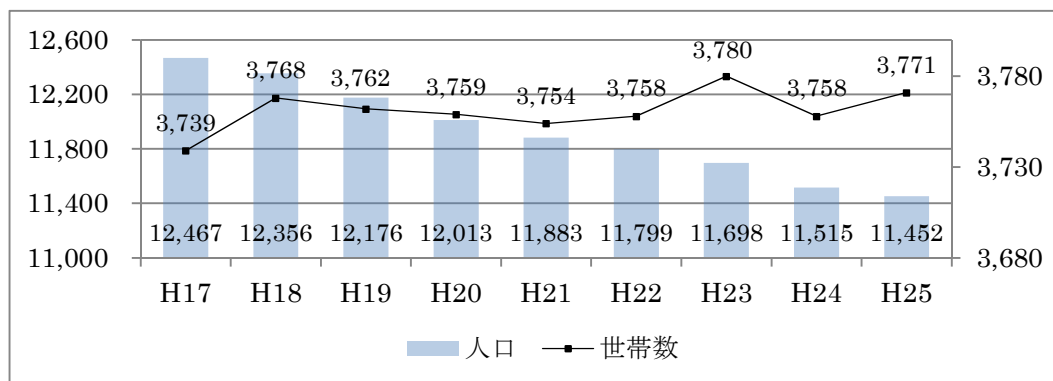
H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
伯耆町次世代育成支援後期行動計画									
				策定	(仮)伯耆町子ども・子育て支援事業計画				
									評価・見直し

第2章 町の状況等

1. 人口・世帯等の動向

【人口と世帯数の推移】

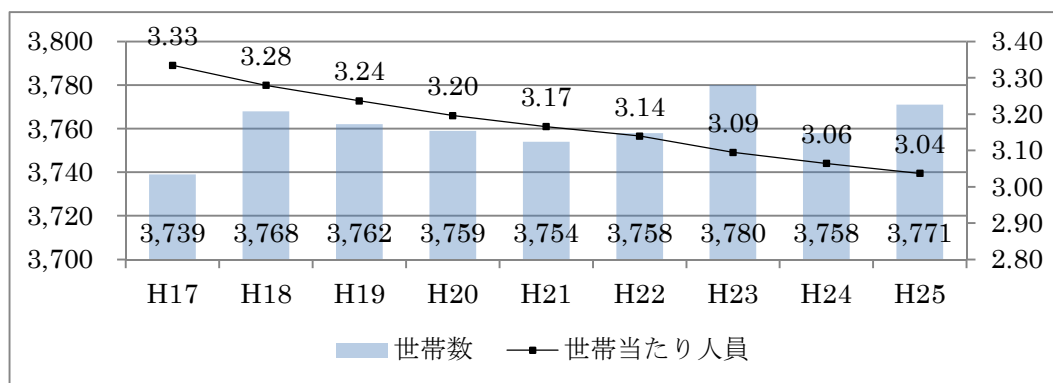
本町の人口は、年々減少しており、平成 17 年からの 9 年間で、1,015 人(8.1% 減) 減少しています。一方で世帯数は若干増加か横ばい傾向にあり、平成 17 年からの 9 年間で、32 世帯(0.9%増) 増加しています。



(資料：住基データ 各年 10 月 1 日現在)

【世帯数、世帯当たりの人員の推移】

世帯数は、年々増加傾向にあり、平成 17 年度からの 9 年間で、32 世帯(0.9% 増) 増加しています。一方で一世帯当たりの人員は、人口が減少しているため、平成 17 年からの 9 年間で 0.29 人減少し、平成 25 年には 3.04 人となっており、小家族化が進行していることがうかがえます。これは、高齢者のみの世帯や核家族化が要因と推測されます。



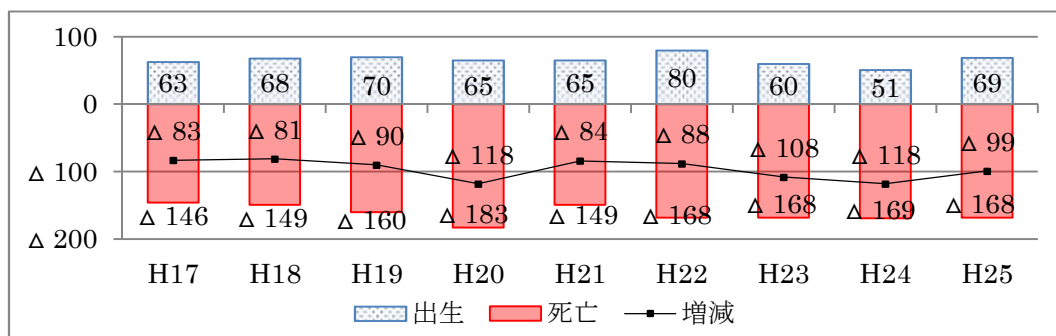
(資料：住基データ 各年 4 月 1 日現在)

【人口動態】

人口動態(出生数と死亡数)の動向では、死亡数が出生数を大きく上回っており、自然増減数は減少傾向にあります。

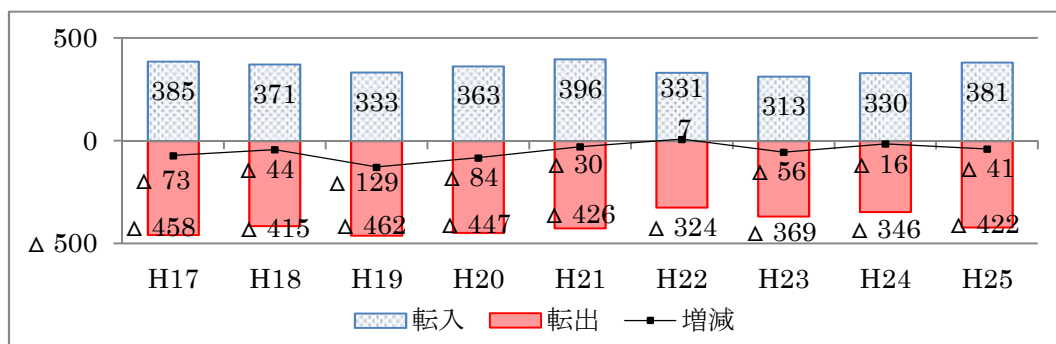
また、社会動態(転入と転出)の動向も、転出者が転入者を上回っており、減少傾向にあります。

（自然動態）



（資料：鳥取県人口移動調査）

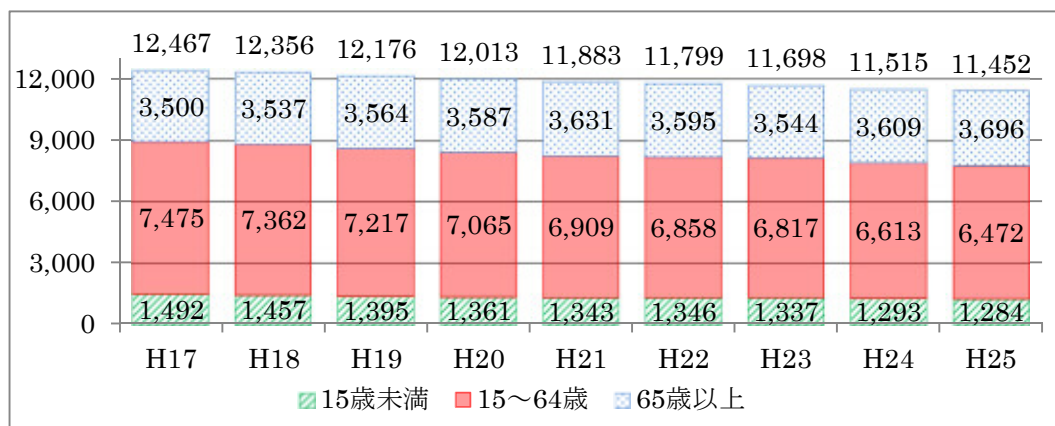
（社会動態）



（資料：鳥取県人口移動調査）

【3区分人口の推移】

本町の人口は、平成 17 年からの 9 年間で、1,015 人（8.1%減）となっています。3 区分別の人口の状況は、15 歳未満 208 人（13.9%減）、15-64 歳の人口は 1,003 人（13.4%減）減少しています。一方 65 歳以上の人口は 196 人（5.6%増）増加しています。

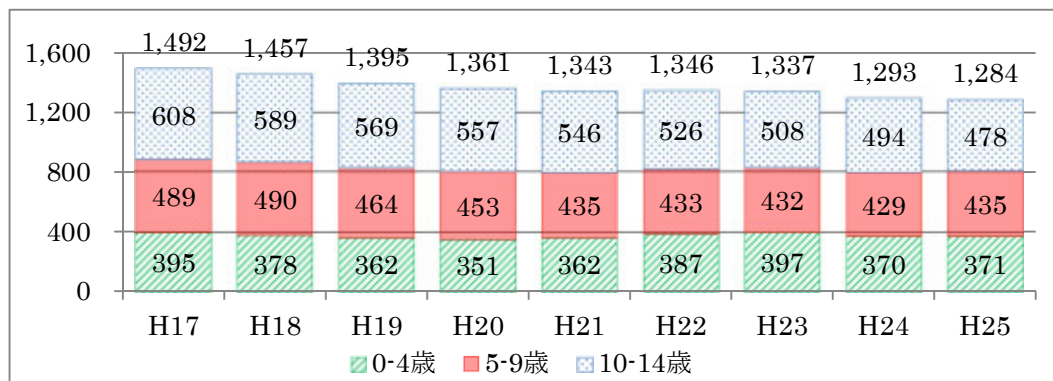


（資料：住基データ 各年 10 月 1 日現在）

【児童（5歳毎）人口の推移】

本町における 14 歳以下の児童の人口は、平成 17 年から平成 25 年の 9 年間

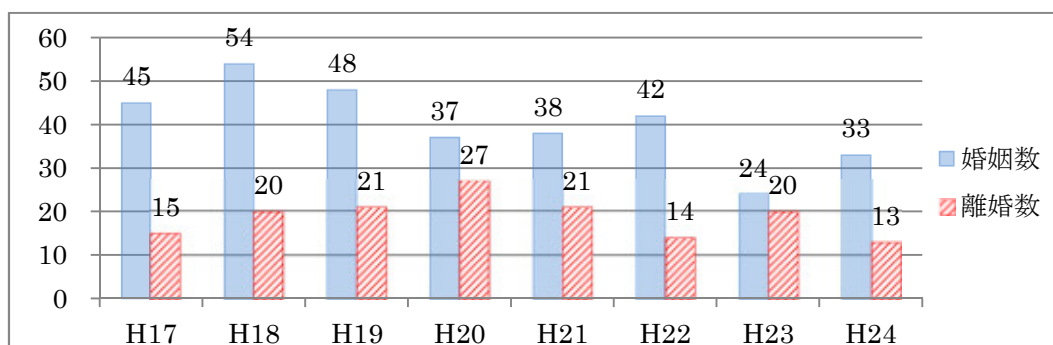
に 208 人(13.9%)減少した。最も減少したのは、10-14 歳で、130 人(21.4%)減少しました。また、0-4 歳では、24 人(6.1%)減、5-9 歳では、54 人(11.0%)減となっています。



(資料：住基データ 各年 10 月 1 日現在)

【婚姻・離婚の動向】

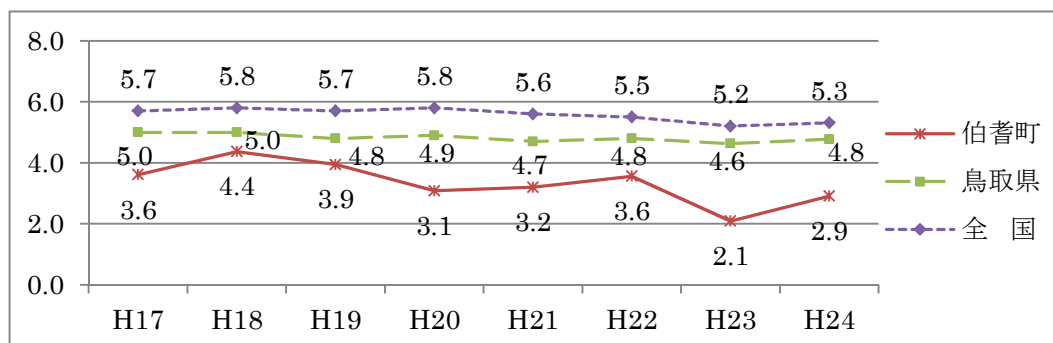
年間の婚姻の件数は、人口の減少に伴って、年々減少する傾向にあります。また、離婚の件数は、平成 20 年までは増加の傾向にありましたが、平成 20 年以降は減少傾向にあります。



(資料：鳥取県福祉保健医療の統計 人口動態統計)

(婚姻率)

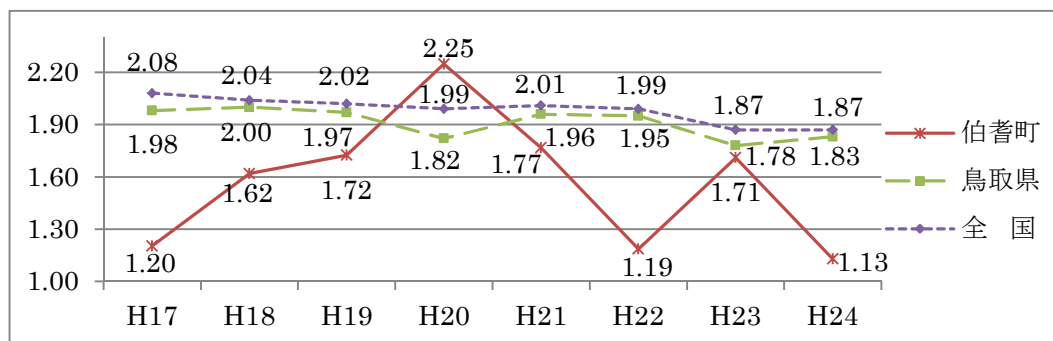
年間の婚姻数を人口千人あたりで示した婚姻率は、全国、鳥取県より低めで推移しており、平成 24 年では千人当たり 2.9 人となっています。



(資料：鳥取県福祉保健医療の統計 人口動態統計)

（離婚率）

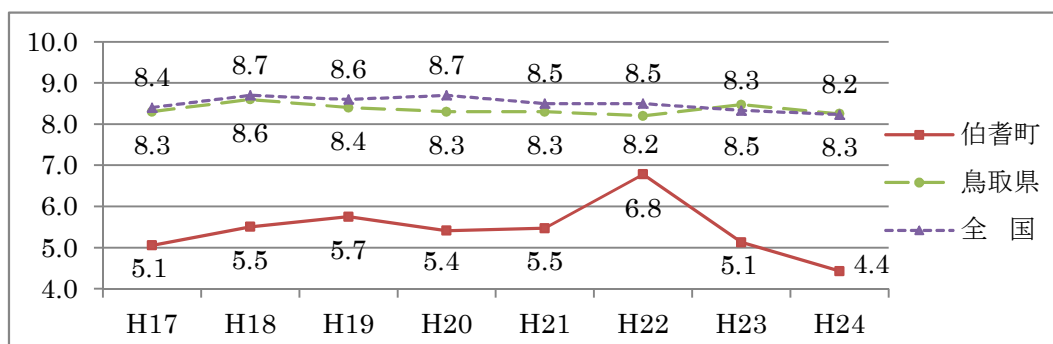
年間の離婚件数を人口千人あたりで示した離婚率は全国、鳥取県より低い数値となっており、平成 20 年以降減少傾向にあります。



（資料：鳥取県福祉保健医療の統計 人口動態統計）

【出生率】

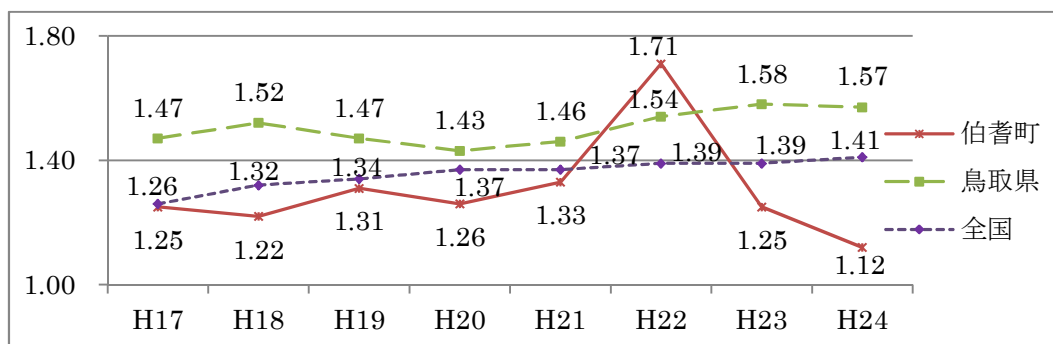
年間の出生数を人口千人あたりで示した出生率は全国より低く推移しており、平成 24 年は 4.4 と、全国、鳥取県を大きく下回っています。



（資料：鳥取県福祉保健医療の統計 人口動態統計）

【合計特殊出生率】

合計特殊出生率は、女性が一生の間に産むと考えられる子どもの数を示したもので、本町の合計特殊出生率は、平成 22 年に 1.71 と全国、鳥取県の数値を上回っていますが、平成 24 年は 1.12 となっており、全国、鳥取県の数値を大きく下回っています。



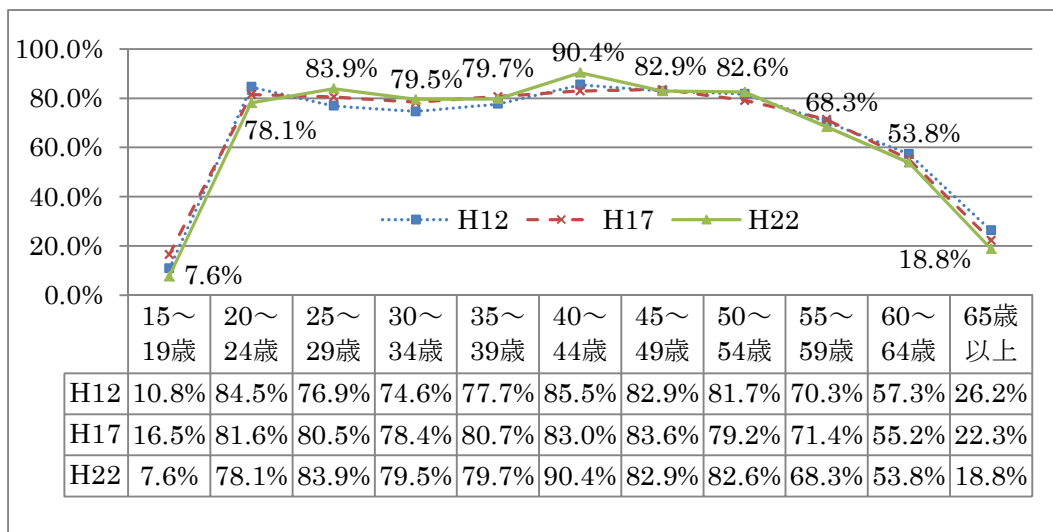
（資料：鳥取県福祉保健医療の統計 人口動態統計）

【女性の就業率】

本町の女性の就業の状況は、25 歳～54 歳では増加傾向にあるが、24 歳以下及び 55 歳以上では減少傾向にあります。

平成 22 年の就業率が、平成 12 年に比べて 2%以上増加しているのは、4つの区分（25～29 歳、30～34 歳、35 歳～39 歳、40～44 歳）となっています。

25～29 歳の女性の平成 22 年の就業率は、83.9%（平成 12 年に比べて 7%増）、30～34 歳は、79.5%（平成 12 年に比べて 4.9%増）、40～44 歳では、90.4%（平成 12 年に比べて 4.9%増）となっている。



※グラフ内の数値（%）は H22 のみ記載

（資料：国勢調査）